

3 新型コロナワクチン 3回目接種のお知らせ



対象者▶ 2回目接種を終了した日から一定期間経過(※)した18歳以上の人
※当初の8月から次のとおり変更されました 65歳以上高齢者…6カ月 18~64歳…7カ月

接種会場▶ 個別接種：市内医療機関11カ所 集団接種会場：遠野市総合福祉センター、みやもりホール

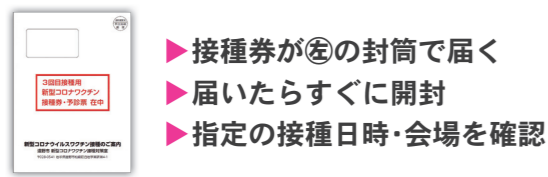
接種回数▶ 1回 **接種費用**▶ 無料 **使用するワクチン**▶ ファイザー社または武田/モデルナ社製

最新情報！ ワクチン接種のお知らせ①

接種スケジュール 本市では2回目の接種時期を基準に、次のとおり接種を予定しています。ワクチン供給状況などにより変わる場合があります。

2回目 接種時期	接種券 発送時期	3回目 接種時期	主な対象者 ()は対象見込み数	予約方法
令和3年 3・4月	発送済	令和3年 12月~	医療従事者など (約1,200人)	各施設とりまとめ
令和3年 5・6月	令和4年 1月下旬 発送済	令和4年 2月21日 ~3月17日	65歳以上高齢者 (約3,300人)	接種日指定型 65歳以上高齢者は、予約にかかる負担軽減の観点から、市が接種日時・会場を割り振り個別通知する「接種日指定型」とします。
令和3年 7月	2月中旬	3月中旬	65歳以上高齢者 (約6,500人)	
令和3年 8月以降	3月以降	4月以降	18~64歳 (約9,700人)	インターネット予約 ネット予約が難しい方への支援を継続実施します。

18歳~64歳の接種スケジュールなどの詳細はあらためてお知らせします。



- ▶ 接種券が⑤の封筒で届く
- ▶ 届いたらすぐに開封
- ▶ 指定の接種日時・会場を確認

重要
次の人は
連絡を！

- ▶ 接種日の再調整を希望
 - ▶ 接種しない
 - ▶ 別の会場で接種が決まっている
- 市新型コロナワクチン接種対策室
(☎66-3570)に必ず連絡ください。

ワクチン接種のお知らせ②

市の接種スケジュールより 早く接種する人へ

市外会場(入所先施設、国や県が主催する大規模接種、職域接種、大学などでの集団接種 など)で市の接種スケジュールより早く接種をする人で、ただちに接種券が必要な人は、市新型コロナワクチン接種対策室(☎66-3570)まで問い合わせください。

ワクチン接種に関する同意について
ワクチン接種は任意であり、強制ではありません。受ける人には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解していただいた上で、自らの意思で接種を受けていただきます。

ワクチン接種のお知らせ③

初回接種の対象に 5~11歳が追加されます

国は新型コロナワクチンの初回接種(1・2回目接種)の対象に、5~11歳(接種当日の年齢)を追加し、3月以降に接種を開始する方針を示しており、本市においても準備を進めています。詳細が決まり次第、対象となる人とその保護者へあらためてお知らせします。

臨時特別給付金&冬のあったか応援事業助成金のお知らせ

65歳以上のみの世帯などには「5千円」を加算し給付 住民税非課税世帯に10万円

封筒が届いたら開封し、中の書類を確認ください。受給手続きが必要です



市は、コロナ禍の生活支援として、非課税世帯などに「臨時特別給付金」を支給します。また、原油高の影響による経済的な負担を軽減するため、同給付金の対象世帯の一部に「冬のあったか応援事業助成金」を加算し給付します。

■対象世帯・支給額・手続きなど

名称	支給額	対象世帯	受給に必要な手続き
臨時特別給付金	10万円	① 令和3年12月10日時点で世帯全員の「令和3年度住民税均等割が非課税」の世帯 ※次に該当する場合は受給できません▶世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている▶住民税が課税される所得を申告していない	5月上旬までに「 確認書 」を提出 「確認書」は2月上旬、対象世帯の世帯主あて発送予定です。必要事項を記入し返送ください。
		② 上記①に該当し、令和3年1月2日以降、本市に転入した人がいる世帯	5月上旬までに「 申請書 」を提出 「申請書」は2月上旬、対象となる可能性のある世帯の世帯主あて発送予定です。必要事項を記入し返送ください。
		③ 令和3年1月以降、新型コロナの影響で家計が急変し、収入が住民税非課税と同水準となった世帯	調整中 (3月以降を予定しています)
冬のあったか応援事業助成金	5千円	臨時特別給付金①(上段)に該当する次のいずれかの世帯 ①65歳以上のみの世帯 ②平成15年4月2日以降に生まれた子を養育する「ひとり親世帯」 ③障がい者手帳(身体・養育・精神)の交付を受けている人がいる世帯	2月28日(月)までに「 確認書 」を提出 臨時特別給付金①で提出する「確認書」で同時に手続きできます。

■お願い 新型コロナ感染防止のため、郵送での手続きにご協力をお願いします。

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3191、68-3192、68-3193)

子育て世帯へのお知らせ

子育て世帯への10万円給付金の受給手続き 申請期限は2月28日

給付金受給の手続き(申請)が必要な人には「申請の案内」を1月上旬に送付しています。「本市に住民登録していない平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれの子」を養育する主たる生計維持者は、案内が送付されていないため、市ホームページで申請書を取得するか、問い合わせください。

■申請が必要な人 ▶公務員
▶高校生のみを養育している人

■問い合わせ 市市民課(☎62-2111内線146)

感染拡大を防ぐため、再確認・再徹底を！

発熱などの症状がある時の行動 まずは電話 相談・受診の流れ

- 手順① 発熱などの症状がある
- 手順② 病院に行く前に必ず電話で相談する
「かかりつけ医」または「受診・相談センター」(☎019-651-3175)
- 手順③ 相談先の案内に従い受診・検査する
「診療・検査医療機関」で必要に応じて検査実施